

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていくために欠かせないものです。

国が平成17（2005）年に制定した「食育基本法」では、「食育」は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられています。

様々な経験を通じ豊かな人間性を育み、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるために、国は平成28（2016）年に第3次食育推進計画、北海道では、平成31（2019）年3月に第4次北海道食育推進計画「どさんこ食育推進プラン」を策定し食育を推進しています。

こうしたなか、本市では、平成22（2010）年に「士別市食育推進計画」を策定し、平成27（2015）年からは「第2次士別市食育推進計画」に基づき、士別市の食育を総合的に推進してきました。

これまでの計画により、様々な関係機関による食育活動が広がりを見せる一方で、平成29（2017）年に実施した「士別市食事・生活習慣等調査」の結果によれば、若い世代の食生活において、穀類や野菜類、豆類、乳製品などの摂取量が少なく、加えて塩分摂取量や菓子・嗜好飲料の摂取量が多いなどの課題があり、このことが次世代を担う子どもの食生活にも影響を与えていくことが懸念されます。

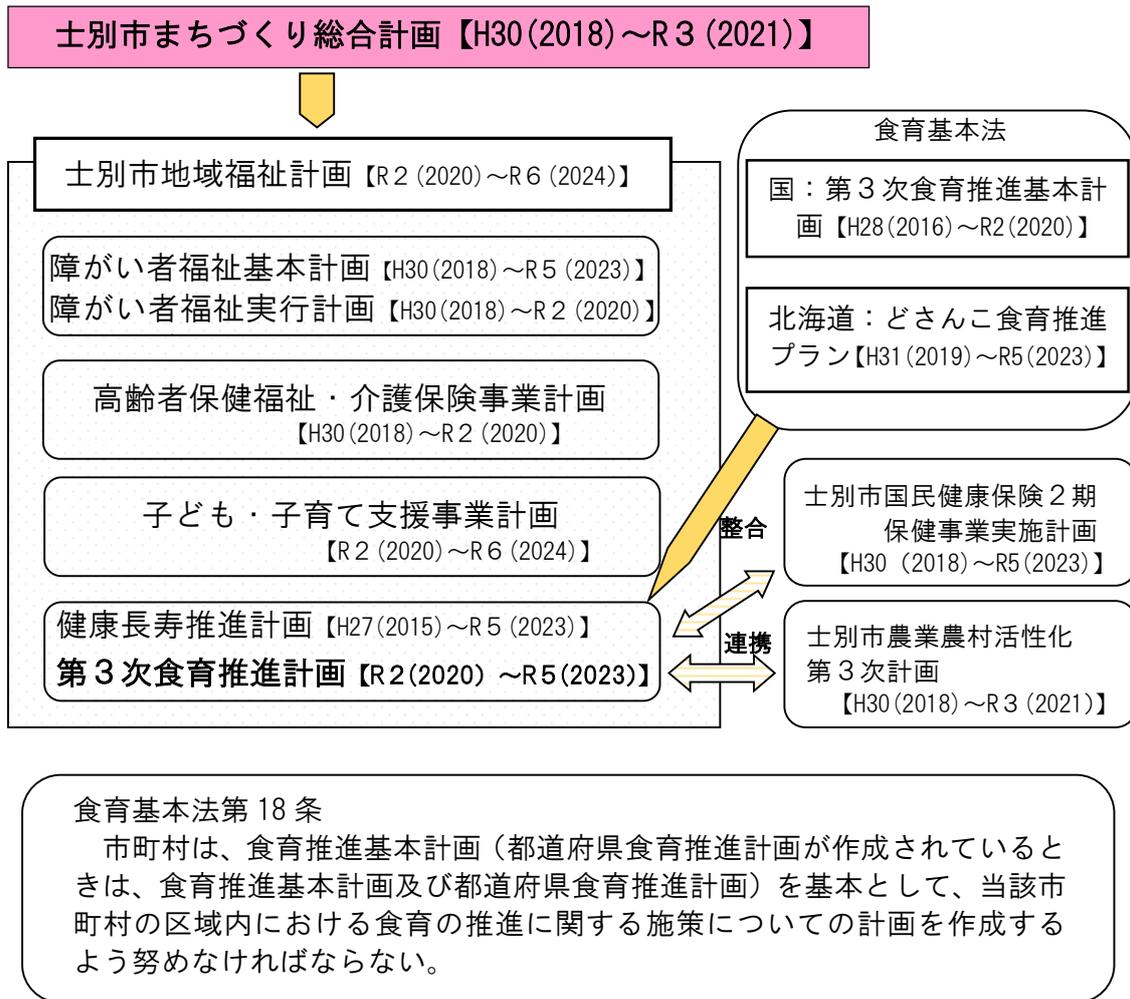
また、近年は、環境保全等の視点から食品ロスに対する取り組みの必要性が高くなっていることから、今後も食育の取り組みを総合的、計画的に進めていく必要があります。

本市は、天塩川流域の豊かな水と肥沃な土地に育まれた良質な農畜産物と、新鮮な食材に恵まれています。こうした環境を生かし、食の大切さに対する市民の理解を深め、心身の健康と豊かな人間性を育むことができるよう、関係機関・企業・団体を含め、市民の皆さまとともに、食育活動をより一層推進するため、第2次計画の検証を踏まえつつ、令和2（2020）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までを計画期間とする新たな「第3次士別市食育推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、本市の食育事業を総合的、計画的に推進する指針とします。

また、本計画は、士別市まちづくり総合計画を上位計画とし、士別市健康長寿推進計画（健康しべつ 21）及び各種計画との整合性を図るとともに、国の「第 3 次食育推進計画」、北海道の「第 4 次食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」との整合性にも配慮し策定します。



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度までの 4 年間とします。ただし、社会的情勢や食の環境に著しい変化が生じるなど、計画の変更が必要となった場合には、随時見直しを行います。